

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第1区分
 【発行日】平成17年10月13日(2005.10.13)

【公開番号】特開2000-300221(P2000-300221A)

【公開日】平成12年10月31日(2000.10.31)

【出願番号】特願平11-152406

【国際特許分類第7版】

A 2 3 L 1/36

A 2 3 L 1/212

A 2 3 L 1/221

A 2 3 L 1/30

// A 6 1 K 31/00

A 6 1 K 35/78

【F I】

A 2 3 L 1/36

A 2 3 L 1/212 Z

A 2 3 L 1/221 C

A 2 3 L 1/30 B

A 6 1 K 31/00 6 0 3 B

A 6 1 K 35/78 R

【手続補正書】

【提出日】平成17年6月7日(2005.6.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ピーマンの種子、胎座及び隔壁からなることを特徴とする粉末。

【請求項2】

ピーマンの種子、胎座及び隔壁よりなる混合物から得られることを特徴とする搾汁液及び破砕物。

【請求項3】

血液の循環を活発にする物質を有することを特徴とする、請求項1記載の粉末。

【請求項4】

血液の循環を活発にする物質を有することを特徴とする、請求項2記載の搾汁液及び破砕物。

【請求項5】

請求項1記載の粉末、又は請求項2記載の搾汁液及び破砕物を含有することを特徴とする飲食品。

【請求項6】

飲食品が、調味料、その他の加工食品、健康食品、特定保健用食品、栄養補助食品及び機能性食品のいずれかであることを特徴とする請求項5記載の飲食品。

【請求項7】

ピーマンの種子、胎座及び隔壁よりなる粉末又はそれらの混合物から得られる搾汁液及び破砕物を含有することを特徴とする血液循環活発剤。

【請求項8】

ピーマンの種子、胎座及び隔壁よりなる粉末又はそれらの混合物から得られる搾汁液及び破砕物を含有することを特徴とする冷え症の予防治療剤。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

【課題を解決するための手段】

本発明者は、上記課題を解決すべく鋭意努力した結果ピーマンの種子と胎座と隔壁を粉碎機で粉末化処理をして粉末を完成した。またミキサーで破砕し破砕物と搾汁液にして本発明を完成した。本発明によって得られたピーマンの種子と胎座と隔壁の粉末、搾汁液及び破砕物は調味料、その他加工食品、健康食品、特定保健用食品、栄養補助食品、機能性食品もしくは血液循環活発剤、冷え症の予防治療剤として用いることができ、及びそれら食品の配合用さらに医薬品とその原料として用いることができる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】図面の簡単な説明

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図面の簡単な説明】

【図1】ピーマンの種子と胎座の縦断面図である。

【符号の説明】

- 1 果実
- 2 種子
- 3 種子部
- 4 胎座
- 5 隔壁

【手続補正4】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図1】

